



市章

# 彦根市公報

令和4年(2022年)8月15日

第1874号

月 曜 日

定日発行 毎月1日、15日 2回

## 目 次

### ○ 告示

209	彦根市指定下水道工事店の指定の取消し(上下水道総務課).....	2
210	彦根市指定下水道工事店の指定(新規)(上下水道総務課).....	2
211	自転車等の移動および保管(交通対策課).....	2
212	自転車等の移動および保管(交通対策課).....	3
213	彦根市移住支援金交付要綱の一部改正(企画課).....	4
214	彦根市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施に関する要綱の一部改正(ライフサービス課).....	5
215	指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉推進課).....	7
216	彦根市介護保険サービス事業者等指導要綱の一部改正(高齢福祉推進課).....	8
217	彦根市介護保険サービス事業者等監査要綱の一部改正(高齢福祉推進課).....	11

### ○ 公告

	彦根市農用地利用集積計画公告(農林水産課).....	13
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課).....	14
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課).....	14
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課).....	14
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課).....	14

### ○ 教育委員会告示

12	彦根市教育委員会会議の招集(教育総務課).....	15
----	---------------------------	----

### ○ 病院事業管理規程

7	彦根市病院事業の管理運営に関する規程の一部を改正する規程(病院総務課).....	15
8	彦根市病院事業事務決裁規程の一部を改正する規程(病院総務課).....	16
9	彦根市病院事業文書管理規程の一部を改正する規程(病院総務課).....	16
10	彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程の一部を改正する規程(病院総務課).....	16

### ○ 水道事業告示

19	彦根市指定給水装置工事事業者の変更届出書を受理し、指定したもの(上下水道総務課)	17
----	--	----

### ○ 消防本部告示

3	消防法第17条の4第1項の規定に基づく必要な措置を命じたもの(本署).....	17
---	---	----

## 告示

## 彦根市告示第 209 号

彦根市指定下水道工事店規則(平成 12 年彦根市規則第 13 号)第 12 条第 1 項第 1 号の規定により、下記のとおり指定を取り消したので、同規則第 13 条の規定により告示する。

令和 4 年 7 月 19 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	届出区分	業者名	営業を廃止した日
第 150 号	営業の廃止	久保田電気	令和 4 年 5 月 26 日

## 彦根市告示第 210 号

彦根市指定下水道工事店規則(平成 12 年彦根市規則第 13 号)第 6 条の規定により、令和 4 年 5 月 26 日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和 4 年 7 月 19 日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	業者名	代表者名	所在地
第 647 号	久保田電気株式会社	久保田 貢	犬上郡多賀町大字多賀 1559 番地 38

## 彦根市告示第 211 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 7 月 20 日

彦根市長 和田裕行

記

## 1 移動理由

条例第 11 条第 2 項に該当したため

## 2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

## 3 移動日時

- 令和 4 年 6 月 1 日午後 2 時頃
- 令和 4 年 6 月 28 日午後 2 時頃

## 4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

## 5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

## 6 返還日時

- 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通対策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134 内線 245、246)

**彦根市告示第212号**

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年7月20日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第10条に該当したため

2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和4年6月6日午後1時頃

令和4年6月28日午後1時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日および返還時間

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第213号

彦根市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月27日

彦根市長 和田裕行

彦根市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市移住支援金交付要綱(令和元年彦根市告示第133号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号オを次のように改める。

オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域

第3条第2号中「エまで」を「オまで」に改め、同号に次のように加える。

オ 起業要件該当者 起業に伴い移住する者のうち、移住支援金の交付申請日以前1年以内に滋賀県起業支援金(公益財団法人滋賀県産業支援プラザが交付する滋賀県起業支援金をいう。以下同じ。)の交付決定を受けているもの

第4条第1項第1号中「1,000,000円」の次に「(世帯員に移住支援金の交付申請日が属する年度の4月1日において18歳未満である者がいる場合は、1,000,000円に当該18歳未満である者1人につき300,000円を加算した額)」を加える。

第5条第1号中「第3条第2号エ」の次に「およびオ」を加え、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 滋賀県起業支援金の交付決定通知書の写し(第3条第2号オに該当する場合に限る。) 別記様式第1号および別記様式第3号を次のように改める。

別記

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者

住 所

氏 名

連 絡 先

彦根市移住支援金交付申請書

年度彦根市移住支援金の交付を受けたいので、彦根市移住支援金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 世帯種別	<input type="checkbox"/> 単身世帯	<input type="checkbox"/> 複数人世帯( 人世帯) 内18歳未満の者の人数( 人)
2 申請種別	<input type="checkbox"/> 一般就業 <input type="checkbox"/> テレワーク	<input type="checkbox"/> 専門人材 <input type="checkbox"/> 関係人口 <input type="checkbox"/> 起業
3 移住前の住所		
4 申請額	円	
5 移住する前の勤務先、勤務地および雇用期間	※ 移住する前において東京圏内に住所を有し、東京都区部内の事業所において業務に従事していた場合は記入すること。	
雇用期間	勤務先事業所名	勤務地(勤務先事業所所在地)

年 月 日から		
年 月 日まで		
年 月 日から		
年 月 日まで		
年 月 日から		
年 月 日まで		
年 月 日から		
年 月 日まで		

(裏面)

関係書類

- 1 就業証明書(別記様式第2号)(第3条第2号エおよびオに該当する場合を除く。)
- 2 滋賀県起業支援金の交付決定通知書の写し(第3条第2号オに該当する場合。)
- 3 支援対象者(支援対象世帯員がある場合は、支援対象者および支援対象世帯員)の記載のある住民票の除票の写し等(第3条第1号アの期間の住所が証明できるものに限る。)
- 4 移住支援金の振込先口座の通帳の写しまたはこれに準ずるもの
- 5 移住する前の勤務地、雇用期間および雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類(彦根市移住支援金交付要綱第3条第1号ア(イ)に該当する場合)
- 6 卒業証明書(第3条第1号ア(ウ)に該当する場合に限る。)
- 7 誓約書(別記様式第3号)
- 8 同意書(別記様式第4号)
- 9 その他市長が必要と認める書類

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者 住 所  
氏 名

誓約書

私は、彦根市移住支援金の申請に当たり、下記について誓約します。

記

私は、彦根市移住支援金交付要綱(令和元年彦根市告示第133号)第3条に規定する支援対象者に該当します。

付 則

この告示は、令和4年7月27日から施行し、令和4年度以後の年度分の予算に係る移住支援金について適用する。

彦根市告示第214号

彦根市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年8月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施に関する要綱の一部を改正する告示

彦根市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施に関する要綱(平成24年彦根市告示第219号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

別記様式第1号および別記様式第3号を次のように改める。

別記

様式第1号(第4条関係)

No. [ ]
年 月 日

彦根市長 様

彦根市本人通知制度事前登録申請書

彦根市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり事前登録を申請します。

Table with columns for applicant info, agent info, and household registration details. Includes fields for name, address, contact info, and checkboxes for registration status.

通知先を法定代理人の住所にすることを希望します。

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する欄にレ点を付けてください。
2 申請の際は、次の書類を提示し、または提出してください。
(1) 申請人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)
(2) 法定代理人による申請の場合は、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
(3) 代理人による申請の場合は、併せてその旨を証明する書類(委任状)

## 様式第3号(第6条関係)

№

年 月 日

彦根市長 様

## 彦根市本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書

彦根市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の実施に関する要綱第6条第1項の規定により、次のとおり登録事項の(変更・廃止)を届け出ます。

事前登録を希望する者	フリガナ		生年月日	
	氏名			年 月 日
	住所	〒		
	連絡先	TEL: [ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 ]		
代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> その他	フリガナ		生年月日	
	氏名			年 月 日
	住所	〒		
	連絡先	TEL: [ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 ]		

変更の場合は、次の内容を記入してください。

変更内容	
<input type="checkbox"/> 氏名	変更前 (フリガナ )
	変更後 (フリガナ )
<input type="checkbox"/> 住所	変更前
	変更後
<input type="checkbox"/> 本籍	変更前 彦根市
	変更後 彦根市
<input type="checkbox"/> 筆頭者	変更前
	変更後

(注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する欄にレ点を付けてください。

2 届出の際は、次の書類を提示し、または提出してください。

- (1) 申請人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)
- (2) 法定代理人による申請の場合は、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) 代理人による申請の場合は、併せてその旨を証明する書類(委任状)

別記様式第4号中「市民課市民係」を「ライフサービス課」に改める。

## 付 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

## 彦根市告示第215号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定したので、同法第85条第1項第1号の規定により告示する。

令和4年8月1日

彦根市長 和田裕行

事業所名	事業所所在地	申請者名および代表者氏名	サービス種類	指定日	事業者番号	有効期限
居宅介護支援センターマックスひこね	彦根市後三条町 520 番地 1	公益財団法人豊郷病院 代表理事 佐藤 公彦	居宅介護支援	令和 4 年 8 月 1 日	2570200481	令和 4 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで

## 彦根市告示第 216 号

彦根市介護保険サービス事業者等指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 8 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市介護保険サービス事業者等指導要綱の一部を改正する告示

彦根市介護保険サービス事業者等指導要綱(平成 21 年彦根市告示第 4 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市介護保険施設等指導要綱

第 1 条中「基づき、サービス事業者等に対して行う保険給付および予防給付(以下「介護給付等」という。)に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)の内容ならびに介護給付等に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関する指導」を「基づく介護保険施設等に対する文書その他の物件の提出もしくは提示の求めもしくは依頼または職員による質問もしくは照会(以下「文書の提出の求め等」という。)に基づく指導(以下「指導」という。))に、「利用者」を「介護給付等対象サービスの利用者または入所者もしくは入居者(以下「利用者等」という。))に、「おいて」を「置き」に、「介護保険施設および事業者」を「介護保険施設等」に、「基本とし」を「基本として」に改める。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(定義)

**第 1 条の 2** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険施設等 居宅サービス等(法第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。)を担当する者もしくはこれらの者であった者または居宅サービス等を行った者もしくはこれを使用する者をいう。
- (2) 介護給付等対象サービス 介護保険施設等が行う介護給付および予防給付に係る居宅サービス等をいう。
- (3) 介護報酬 介護給付および予防給付に係る費用をいう。

第 2 条の見出しを「(指導の対象)」に改め、同条中「介護給付等対象サービスの内容および介護報酬の請求に関する指導を行う者(以下「サービス事業者等」という。))は、次に掲げるとおり」を「指導を行う介護保険施設等は、次に掲げる者」に改め、同条第 11 号および第 12 号を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指導は、次に掲げる文書の提出の求め等に基づき行うものとする。

- (1) 介護給付等対象サービスの内容および介護報酬の請求に関する文書の提出の求め等
  - (2) 介護給付等対象サービスの提供の記録、帳簿書類等に関する文書の提出の求め等
- 第 3 条中「サービス事業者等」を「介護保険施設等」に改める。



第4条第1項中「実地指導」を「運営指導」に改め、同条第2項中「市長が」の次に「主体となり、」を加え、「サービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ」を「介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正の内容および高齢者虐待事案その他の過去の指導の事例等に基づく内容について、年1回以上」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、当該講習等は、オンライン会議システム、ホームページ等(情報のセキュリティが確保されているものに限る。以下「オンライン会議システム等」という。)を活用した動画の配信等により実施することができる。

第4条第3項を次のように改める。

3 運営指導は、一般指導(市長が単独で行うものをいう。)または合同指導(市長が厚生労働大臣、滋賀県知事または他の市町村長と合同で行うものをいう。)の形態により、次に掲げる指導とし、原則として運営指導の対象となる介護保険施設等の実地において行う。

(1) 介護サービスの実施状況指導(個別サービスの質(施設および設備の状況ならびに利用者等に対するサービスの提供の状況を含む。)に関する指導をいう。)

(2) 最低基準等運営体制指導(関係法令等に定める運営体制に関する指導(介護報酬の請求に関するものを除く。)をいう。)

(3) 報酬請求指導(加算等の介護報酬の請求の適正実施に関する指導をいう。)

第5条第1項中「対象は、」の次に「第2条第1項各号に掲げる」を加え、「サービス事業者等」を「介護保険施設等」に改め、同条第2項中「前項の指導の実施に当たっては、重点的かつ効率的な指導を」を「指導は、効率的に」に、「指導形態の区分」を「指導の形態」に、「サービス事業者等を選定し、一定の計画に基づいて実施する」を「介護保険施設等を選定する」に改め、同項第1号および第2号を次のように改める。

(1) 集団指導 市長が指定の権限を持つ全ての介護保険施設等とする。この場合において、市長は、各サービス種別を単位とする、新たに指定された介護保険施設等または管理者の変更があった介護保険施設等を単位とするなど、指導の内容について一層理解されるよう努めるものとする。

(2) 一般指導 実施の頻度および個別の事由を勘案し、原則として毎年度計画的に実施できるよう選定する。

第5条第2項第3号中「サービス事業者等」を「介護保険施設等」に改める。

第6条第1項中「サービス事業者等」を「介護保険施設等」に、「あらかじめ」を「原則として集団指導の実施日の1月前までに、」に、「指導内容等」を「内容等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 集団指導に当たっては、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 介護保険施設等に対する指導の内容の理解を深めるため、質問、個別相談等の機会の確保に努めること。

(2) 指導の内容について県内における整合を図ることを目的として他の地方公共団体と連携すること。

(3) 集団指導に欠席した介護保険施設等に対する次に掲げる事項

ア 当日使用した資料の送付および確実に当該資料が閲覧されるよう情報提供すること。

イ オンライン会議システム等を活用した講習等にあつては、配信した動画の視聴および資料の閲覧の状況を確認すること。

第7条の見出し中「実地指導」を「運営指導」に改め、同条第1項中「実地指導」を「運営指

導」に、「サービス事業者等」を「介護保険施設等」に、「あらかじめ」を「原則として運営指導の実施日の1月前までに、」に改め、同項ただし書中「事業所等」を「介護保険施設等」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 介護保険施設等の出席者または出席者の役職

第7条第1項に次の1号を加える。

(6) 当日の進め方、スケジュール、実施する運営指導の形態等

第7条第2項中「実地指導」を「運営指導」に、「サービス事業者等」を「介護保険施設等」に改め、同条第3項から第5項までの規定を次のように改める。

3 運営指導は、介護保険施設等運営指導マニュアル(令和4年3月31日付け老発0331第7号厚生労働省老健局長通知別添)に基づき、関係書類の確認および関係者との面談により実施する。この場合において、第4条第3項第2号および第3号に規定する指導(実地によらずにできる内容に限る。)は、介護保険施設等の負担とならないよう配慮して、オンライン会議システム等を活用することができる。

4 市長は、運営指導の結果、次に掲げる事項がある場合は、当該介護保険施設等に対し、後日、文書により、当該事項を指摘するものとする。この場合においては、指摘の根拠となる法令、基準等の根拠規定を当該文書に明記するものとする。

(1) 人員、施設および設備ならびに運営について改善を要すると認められる事項

(2) 介護報酬の請求について不正には当たらない軽微な誤りがあり、過誤による調整を要すると認められる事項

5 市長は、運営指導の結果、前項第1号に規定する事項がある場合において、その程度が軽微であるときまたは当該事項について文書による指摘をしなくても改善が見込まれるときは、市長は、前項の規定にかかわらず、当該介護保険施設等に対し、口頭により指摘をすることができる。

第7条第7項中「文書指摘の」を「第5項の規定により指摘した」に、「サービス事業者等」を「介護保険施設等」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「実地指導において」を「市長は、運営指導の結果」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 市長は、運営指導の結果、関係法令等に違反していない場合において、指摘することが適正な運営に資するものと認められるときは、当該介護保険施設等に対し、助言をすることができる。

第8条中「実地指導中」を「市長は、運営指導中」に、「実地指導を」を「運営指導を」に、「彦根市介護保険サービス事業者等監査要綱」を「彦根市介護保険施設等監査要綱」に、「行うことができる」を「行い、事実関係の調査および確認を行うものとする」に改め、同条第1号および第2号を次のように改める。

(1) 市長が別に定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を満たしていない状況が著しいと認める場合またはその疑いがあると認める場合

(2) 介護報酬の請求について、不正を行っているとして認める場合またはその疑いがあると認める場合

第8条に次の2号を加える。

(3) 不正の手段により指定等を受けていると認める場合またはその疑いがあると認める場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命または身体の安全に危害を及ぼしていると認める場合またはその疑いがあると認める場合

第9条中「サービス事業者等」を「介護保険施設等」に改める。

付 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

## 彦根市告示第217号

彦根市介護保険サービス事業者等監査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年8月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市介護保険サービス事業者等監査要綱の一部を改正する告示

彦根市介護保険サービス事業者等監査要綱(平成21年彦根市告示第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市介護保険施設等監査要綱

第1条中「次条各号」を「第2条各号」に、「介護給付もしくは予防給付(以下「介護給付等」という。)に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)」を「介護給付等対象サービス」に、「ならびに介護給付等に係る費用(以下「介護報酬」という。)」を「および介護報酬」に、「保険請求」を「保険給付」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

**第1条の2** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険施設等 居宅サービス等(法第23条に規定する居宅サービス等をいう。)を担当する者もしくはこれらの者であった者または居宅サービス等を行った者もしくはこれを使用する者をいう。
- (2) 介護給付等対象サービス 介護保険施設等が行う介護給付および予防給付に係る居宅サービス等をいう。
- (3) 介護報酬 介護給付および予防給付に係る費用をいう。

第2条の見出しを「(監査の対象)」に改め、同条中「介護給付等対象サービスの内容および介護報酬の請求に関して監査を行う者は、次に掲げる者(以下「サービス事業者等」という。)」を「監査を行う介護保険施設等は、次に掲げる者」に改め、同条第9号中「第54条の2第1項」を「法第54条の2第1項」に改める。

第3条から第6条までを次のように改める。

(監査の方針)

**第3条** 監査は、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずることを目的に実施する。

(監査の対象の選定基準)

**第4条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該事実について確認をする必要があると認めるときは、監査を実施するものとする。

- (1) 指定基準違反等(次に掲げる場合をいう。以下同じ。)に該当する場合
  - ア 市および滋賀県が条例で定める介護保険施設等の事業の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準に従っていないと認める場合またはその疑いがあると認める場合
  - イ 介護報酬の請求について、不正を行っているとして認める場合またはその疑いがあると認める場合
  - ウ 不正の手段により指定等を受けたと認める場合またはその疑いがあると認める場合
- (2) 人格尊重義務違反の場合(介護給付等対象サービスの利用者または入所者もしくは入居者

(以下「利用者等」という。)について、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき市が虐待の認定を行った場合または高齢者虐待等により利用者等の生命もしくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認める場合をいう。以下同じ。)

2 市長は、次に掲げる情報に基づき、監査の実施を判断するものとする。

- (1) 市に対する通報、苦情、相談等(以下「通報等」という。)
- (2) 市が保有する高齢者虐待防止法に基づく虐待の認定に関する情報または高齢者虐待等により利用者等の生命もしくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いに関する情報
- (3) 国民健康保険団体連合会および地域包括支援センターに対する通報等
- (4) 介護給付費適正化システムの分析の結果
- (5) 法第115条の35第4項の規定による報告等の拒否等に関する情報
- (6) 法第23条の規定により指導を行った市町長または法第24条の規定により指導を行った厚生労働大臣または滋賀県知事が、介護保険施設等において認めた(疑いがあるとして認めた場合を含む。)指定基準違反等および人格尊重義務違反に関する情報

(監査の実施)

**第5条** 監査は、次に掲げる方法により実施する。

- (1) 介護保険施設等に対し、報告を求めること。
- (2) 介護保険施設等に対し、帳簿書類の提出または提示を求めること。
- (3) 介護保険施設等の関係者に対し、出頭を求めること。
- (4) 介護保険施設等の関係者に対し、質問をすること。
- (5) 介護保険施設等へ立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件に対し、検査を行うこと。

2 市長が指定の権限を持つ介護保険施設等(指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等および指定介護予防支援事業者等をいう。以下「市指定介護保険施設等」という。)に対する監査を実施する場合は、当該監査の開始時に、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、彦根市介護保険施設等指導要綱(平成21年彦根市告示第4号)第8条の規定により運営指導を中止し、監査を実施する場合は、当該事項および監査を実施する旨を口頭により通知するものとする。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時および場所
- (3) 監査の担当者
- (4) 介護保険施設等の出席者または出席者の役職
- (5) 監査の実施に必要な書類等
- (6) 虚偽の報告または答弁、検査忌避等に関する罰則規定

3 市長は、前項の監査(指定地域密着型サービス事業者等または指定地域密着型介護予防サービス事業者等に対する監査に限る。)の実施に当たっては、事前に当該市指定介護保険施設等を指定している全ての市町長に情報提供を行い、必要に応じて同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

4 指定または許可の権限が滋賀県にある介護保険施設等(指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等および指定介護予防サービス事業者等をいう。)に対する監査を実施する場合は、第2項の規定に準じ、通知するものとする。

5 市長は、前項の監査の実施に当たっては、事前に滋賀県知事に情報提供を行い、必要に応じて

同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

6 市長は、第4項の規定による監査の結果、指定基準違反等または人格尊重義務違反に該当すると認めるときは、文書により滋賀県知事に通知するものとする。この場合において、前項の規定により同時に監査を実施したときは、当該通知を省略することができる。

(監査結果の通知等)

**第6条** 監査の結果は、文書により通知する。ただし、次条第1項の規定による行政上の措置を行う場合を除く。

2 市長は、次条第1項の規定による行政上の措置を行わない事項のうち、改善を要すると認める事項について、その内容を通知し、期限を定めて報告を求めるものとする。

第7条第1項中「指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等および指定介護予防支援事業者等(以下「市指定サービス事業者」という。)」を「市指定介護保険施設等」に改め、「指定基準違反等」の次に「または人格尊重義務違反」を、「場合は、」の次に「法第5章に規定する」を加え、「県知事」を「滋賀県知事」に改め、同条第2項中「市指定サービス事業者」を「市指定介護保険施設等」に、「指定基準違反」を「指定基準違反等(介護報酬の請求に関するものを除く。)」に改め、同条第3項中「市指定サービス事業者」を「市指定介護保険施設等」に、「前項」を「期限内に前項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 市長は、第2項の勧告した場合は、期限内に市指定介護保険施設等に対し、勧告に対する措置について文書による報告を求めるものとする。

第7条第5項中「市指定サービス事業者」を「市指定介護保険施設等」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 市長は、前項の命令をした場合は、期限内に市指定介護保険施設等に対し、命令に対する措置について文書による報告を求めるものとする。

第7条第7項中「指定基準違反等」の次に「または人格尊重義務違反」を加え、「、法第77条第1項各号」、「、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第114条の6第1項各号、第115条の9第1項各号」および「ならびに平成18年旧介護保険法第114条第1項各号」を削り、「市指定サービス事業者」を「市指定介護保険施設等」に改める。

第8条中「市指定サービス事業者」を「市指定介護保険施設等」に改める。

第9条第1項中「勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、保険給付の全部または一部について、当該保険給付に係る保険者に対し、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等(返還金)として」を「第7条第1項に規定する行政上の措置を行った場合において、当該市指定介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払を受けているときは、当該支払に係る市町長に対し、当該支払った額につき返還させるべき額および当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額の」に改め、同条第2項を削る。

第10条中「行政指導」を「行政上の措置」に、「県知事」を「滋賀県知事」に改める。

#### 付 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

## 公 告

### 彦根市農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和 4 年 7 月 20 日

彦根市長 和 田 裕 行

(以下省略)

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 4 年 7 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市田原町 120 番地 2 みやび不動産株式会社 代表取締役 辰巳 雅章	彦根市稲部町字イカリ 296 番 1 の一部、297 番 の一部、298 番 1、299 番、299 番 1 および 彦根市稲部町字ユノエ 430 番 6 の一部	1,505.35 m <sup>2</sup>	令和 4.7.21	895

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 4 年 7 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市八坂町字 三海 1737 番 1 および 3130 番	428.40 m <sup>2</sup>	令和 4.7.21	913

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 4 年 7 月 21 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市須越町字針 兼 1249 番 4 の一部 および 1301 番 4	272.88 m <sup>2</sup>	令和 4.7.21	916

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年7月26日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市西今町963番地の5 株式会社シバタ不動産 代表取締役 柴田 譲	彦根市大藪町字上松田 2530番の一部、2532番、 2533番および2534番の 一部 彦根市西今町字浄土町 1291番の一部、1292番 の一部および1303番の 一部	4,400.92 m <sup>2</sup>	令和4.7.26	877

## 教育委員会告示

### 彦根市教育委員会告示第12号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和4年7月21日

彦根市教育委員会

教育長 西嶋良年

記

- 日時 令和4年(2022年)7月28日(木)午後1時30分から
- 場所 彦根市役所本庁舎第5-1、5-2会議室
- 議題 なし(報告事項等のみ)

## 病院事業管理規程

### 彦根市病院事業管理規程第7号

彦根市病院事業の管理運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年8月1日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業の管理運営に関する規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業の管理運営に関する規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ならびに第3条第2項および第10項中「経営戦略室」の次に「働き方改革推進室」を加える。

第6条中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 働き方改革推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 働き方改革の推進に関すること。
- 業務改革の推進に関すること。

### 付 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

**彦根市病院事業管理規程第 8 号**

彦根市病院事業事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 8 月 1 日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業事務決裁規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業事務決裁規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 号中「経営戦略室長」の次に「、働き方改革推進室長」を加え、同条第 6 号中「がん診療支援部」の次に「、働き方改革推進室」を加える

第 26 条を第 28 条とし、第 21 条から第 25 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 20 条を第 21 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(働き方改革推進室次長の専決事項)

**第 22 条** 働き方改革推進室次長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 報告の徴収等に関すること。
- (2) 室内の職員の宿泊を伴わない出張命令、時間外勤務命令、休暇その他の服務に関すること。

第 19 条を第 20 条とし、第 14 条から第 18 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(働き方改革推進室長の専決事項)

**第 14 条** 働き方改革推進室長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 報告の徴収等に関すること(働き方改革推進室次長の所管に関する事項を除く。)
- (2) 働き方改革推進室次長の宿泊を伴わない出張命令、時間外勤務命令、休暇その他の服務に関すること。

**付 則**

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

**彦根市病院事業管理規程第 9 号**

彦根市病院事業文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 8 月 1 日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業文書管理規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業文書管理規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表経営戦略室の項の次に次のように加える。

働き方改革推進室	病働
----------	----

**付 則**

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

**彦根市病院事業管理規程第 10 号**

彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 8 月 1 日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程の一部を改正する規程



彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

別表中「経営戦略室」の次に「働き方改革推進室」を加える。

#### 付 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

## 水道事業告示

### 彦根市水道事業告示19号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成10年彦根市水道部規程第2号)第7条第1項第2号の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者の変更届出書を受理し、指定したものは、下記のとおりである。

令和4年8月1日

彦根市長 和田裕行

記

- 登録番号 166
- 名 称 ヤマト管工株式会社
- 届出事項 代表者の氏名
- 変更前 大西良明
- 変更後 大西健志

## 消防本部告示

### 彦根市消防本部告示第3号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を命じたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により告示する。

令和4年7月20日

彦根市消防署長 茶木嘉樹

記

- 防火対象物の所在地  
(略)
- 防火対象物の名称  
(略)
- 命令を受けた者の氏名  
(略)
- 命令事項  
(略)